

第1号議案

件名	教育委員会事務局の組織改編に係る教育委員会規則の改廃について
提案理由等	令和5(2023)年度における教育委員会事務局の組織改編に伴い、教育委員会規則について、所要の改正を行うものである。

教育委員会事務局の組織改編に係る教育委員会規則の改廃について

教育委員会事務局総務課

1 改廃の趣旨

令和5(2023)年度の教育委員会事務局組織改編に伴い、次の教育委員会規則について、所要の改廃を行うものである。

(1) 一部改正

- ① 教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則
- ② 栃木県教育委員会事務局組織規程
- ③ 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則
- ④ 栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(2) 廃止

- ① 栃木県文化財保護条例施行規則
- ② 栃木県立美術館管理規則
- ③ 栃木県文化財保護審議会規則
- ④ 栃木県立博物館管理規則
- ⑤ 栃木県埋蔵文化財センター管理規則
- ⑥ 栃木県銃砲刀剣類登録審査委員規則

2 改廃の内容

(1) 一部改正の内容

- ・ 組織改編に伴う課、室、担当及び分掌事務並びにその他所要の規定の整備

(2) 廃止の内容

- ・ 栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定により、知事が管理し、及び執行することとするに伴う教育委員会規則の廃止

3 施行期日

令和5年4月1日

4 参考

現 行		改編後		備考
課室名	班・担当等名	課室名	班・担当等名	
総務課	<ul style="list-style-type: none"> └ 企画調整担当 └ 教育政策担当 └ ICT教育推進担当 └ 高校再編推進担当 └ 人権教育室 	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> └ 企画調整担当 └ 教育DX推進室 └ 高校再編推進担当 └ 人権教育室 	改組
学校安全課	<ul style="list-style-type: none"> └ 保健・給食担当 └ 学校安全担当 └ 児童・生徒指導担当 └ 福利室 	学校安全課	<ul style="list-style-type: none"> └ 学校安全担当 └ 児童・生徒指導担当 └ 福利室 	廃止
特別支援教育室	<ul style="list-style-type: none"> └ 特別支援教育担当 	特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> └ 企画推進担当 └ インクルーシブ教育推進担当 	改組
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> └ 総務担当 └ スポーツ施設担当 └ 生涯スポーツ担当 └ 競技力向上対策室 	健康体育課	<ul style="list-style-type: none"> └ 学校保健・給食担当 └ 体力向上・部活動改革担当 	知事部局へ移管及び改組
文化財課	<ul style="list-style-type: none"> └ 保護担当 └ 調査担当 └ 杉並木保護担当 └ 世界遺産登録推進室 			知事部局へ移管

○教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部を改正する規則

(教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正)

第 1 条 教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則(昭和26年栃木県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宣誓書の取扱)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の宣誓書及び報告書は、宣誓をした者が学校の職員である場合には高校教育課長が、その他の職員である場合には<u>教育政策課長</u>が、それぞれ整理保管するものとする。</p>	<p>(宣誓書の取扱)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の宣誓書及び報告書は、宣誓をした者が学校の職員である場合には高校教育課長が、その他の職員である場合には<u>総務課長</u>が、それぞれ整理保管するものとする。</p>

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第 2 条 栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和33年栃木県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>(課、室及び担当)</p> <p>第2条 本局に、次の表の左欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ右欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課室名</th> <th>担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>企画調整担当、<u>教育政策担当</u>、高校再編推進担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校安全課</td> <td><u>学校安全担当</u>、児童・生徒指導担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td><u>企画推進担当</u>、<u>インクルーシブ教育推進担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康体育課</td> <td><u>学校保健・給食担当</u>、<u>体力向上・部活動改革担当</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td><u>教育DX推進室</u>、<u>人権教育室</u></td> </tr> </tbody> </table>	課室名	担当名	教育政策課	企画調整担当、 <u>教育政策担当</u> 、高校再編推進担当	略		学校安全課	<u>学校安全担当</u> 、児童・生徒指導担当	略		特別支援教育課	<u>企画推進担当</u> 、 <u>インクルーシブ教育推進担当</u>	略		健康体育課	<u>学校保健・給食担当</u> 、 <u>体力向上・部活動改革担当</u>	課名	室名	教育政策課	<u>教育DX推進室</u> 、 <u>人権教育室</u>	<p>(課、室及び担当)</p> <p>第2条 本局に、次の表の左欄に掲げる課及び室(以下「課及び室」という。)を置き、課及び室の下にそれぞれ右欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課室名</th> <th>担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>企画調整担当、<u>教育政策担当</u>、<u>ICT教育推進担当</u>、高校再編推進担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校安全課</td> <td><u>保健・給食担当</u>、<u>学校安全担当</u>、児童・生徒指導担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援教育室</td> <td><u>特別支援教育担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td><u>総務担当</u>、<u>スポーツ施設担当</u>、<u>生涯スポーツ担当</u></td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td><u>保護担当</u>、<u>調査担当</u>、<u>杉並木保護担当</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td><u>人権教育室</u></td> </tr> </tbody> </table>	課室名	担当名	総務課	企画調整担当、 <u>教育政策担当</u> 、 <u>ICT教育推進担当</u> 、高校再編推進担当	略		学校安全課	<u>保健・給食担当</u> 、 <u>学校安全担当</u> 、児童・生徒指導担当	略		特別支援教育室	<u>特別支援教育担当</u>	略		スポーツ振興課	<u>総務担当</u> 、 <u>スポーツ施設担当</u> 、 <u>生涯スポーツ担当</u>	文化財課	<u>保護担当</u> 、 <u>調査担当</u> 、 <u>杉並木保護担当</u>	課名	室名	総務課	<u>人権教育室</u>
課室名	担当名																																										
教育政策課	企画調整担当、 <u>教育政策担当</u> 、高校再編推進担当																																										
略																																											
学校安全課	<u>学校安全担当</u> 、児童・生徒指導担当																																										
略																																											
特別支援教育課	<u>企画推進担当</u> 、 <u>インクルーシブ教育推進担当</u>																																										
略																																											
健康体育課	<u>学校保健・給食担当</u> 、 <u>体力向上・部活動改革担当</u>																																										
課名	室名																																										
教育政策課	<u>教育DX推進室</u> 、 <u>人権教育室</u>																																										
課室名	担当名																																										
総務課	企画調整担当、 <u>教育政策担当</u> 、 <u>ICT教育推進担当</u> 、高校再編推進担当																																										
略																																											
学校安全課	<u>保健・給食担当</u> 、 <u>学校安全担当</u> 、児童・生徒指導担当																																										
略																																											
特別支援教育室	<u>特別支援教育担当</u>																																										
略																																											
スポーツ振興課	<u>総務担当</u> 、 <u>スポーツ施設担当</u> 、 <u>生涯スポーツ担当</u>																																										
文化財課	<u>保護担当</u> 、 <u>調査担当</u> 、 <u>杉並木保護担当</u>																																										
課名	室名																																										
総務課	<u>人権教育室</u>																																										

略

(教育政策課の分掌事務)

第3条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(15) 略

(16) 教育DXに関すること。

(17)～(22) 略

(学校安全課の分掌事務)

第5条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) _____ 福利厚生の関係団体に関すること。

(11) 略

(12) その他 _____ 学校安全及び福利厚生に関すること。

(義務教育課の分掌事務)

第6条 義務教育課の分掌事務（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(17) 略

(高校教育課の分掌事務)

第7条 高校教育課の分掌事務（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(21) 略

(特別支援教育課の分掌事務)

第8条 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(生涯学習課の分掌事務)

第9条 生涯学習課の分掌事務 _____ は、次のとおりとする。

(1)～(19) 略

略

スポーツ振興課	競技力向上対策室
文化財課	世界遺産登録推進室

(総務課の分掌事務)

第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(15) 略

(16) 学校教育の情報化に関すること。

(17)～(22) 略

(学校安全課の分掌事務)

第5条 学校安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 保健及び給食の関係職員に対する指導及び助言に関すること。

(2) 保健及び給食の施設及び設備に関すること。

(3) 学校給食の管理及び運営の指導及び助言に関すること。

(4) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

(5)～(13) 略

(14) 保健、給食及び福利厚生の関係団体に関すること。

(15) 略

(16) その他保健、給食、学校安全及び福利厚生に関すること。

(義務教育課の分掌事務)

第6条 義務教育課の分掌事務（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(17) 略

(高校教育課の分掌事務)

第7条 高校教育課の分掌事務（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）は、次のとおりとする。

(1)～(21) 略

(特別支援教育室の分掌事務)

第8条 特別支援教育室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(生涯学習課の分掌事務)

第9条 生涯学習課の分掌事務 (スポーツ振興課の所掌に属するものを除く。) は、次のとおりとする。

(1)～(19) 略

(20) 栃木県立みかも自然の家に関すること。

(21)・(22) 略

(健康体育課の分掌事務)

第10条 健康体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健、給食及び体育の関係職員に対する指導及び助言に関すること。
- (2) 学校保健及び学校体育の教育課程に関すること。
- (3) 保健及び給食の施設及び設備に関すること。
- (4) 学校給食の管理及び運営の指導及び助言に関すること。
- (5) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (6) 保健及び給食の関係団体に関すること。
- (7) 小中学校等及び県立学校の管理下において行われるスポーツに係る部活動に関すること。
- (8) 幼児、児童及び生徒の体力の保持及び増進に関すること。
- (9) その他保健、給食及び体育に関すること。

第11条 略

(20) 栃木県立美術館及び栃木県立博物館に関すること。

(21)・(22) 略

(スポーツ振興課の分掌事務)

第10条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (2) スポーツ関係団体に関すること。
- (3) スポーツ選手の育成強化に関すること。
- (4) スポーツ指導者の育成等に関すること。
- (5) 小中学校等及び県立学校の管理下において行われるスポーツに係る部活動に関すること。
- (6) 体力の保持及び増進に関すること。
- (7) 栃木県スポーツ推進審議会に関すること。
- (8) スポーツ施設等の整備（施設課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 栃木県体育館、栃木県立県南体育館及び栃木県立県北体育館に関すること。
- (10) 栃木県立日光霧降アイスアリーナに関すること。
- (11) 栃木県グリーンスタジアムに関すること。
- (12) 栃木県立温水プール館に関すること。
- (13) 栃木県総合運動公園北・中央エリアに関すること。
- (14) 栃木県総合運動公園東エリアに関すること。
- (15) 栃木県ライフル射撃場に関すること。
- (16) とちぎスポーツ医科学センターに関すること。
- (17) 公益財団法人栃木県スポーツ協会に関すること。
- (18) その他スポーツの振興に関すること。

(文化財課の分掌事務)

第11条 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化財の保護に関すること。
- (2) 古式銃砲又は刀剣類の登録に関すること。
- (3) 栃木県文化財保護審議会に関すること。
- (4) 文化財保護法に基づく管理団体に関すること。
- (5) 世界遺産の登録の推進に関すること。
- (6) 栃木県埋蔵文化財センターに関すること。
- (7) 公益財団法人日光杉並木保護財団に関すること。
- (8) その他文化財に関すること。

第12条 略

<p>(幹事課) 第12条 略 2 幹事課は<u>教育政策課</u>とする。</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>(室長) 第16条 課内室に室長（<u>第14条</u>に規定する室長を除く。）を置く。 2 略</p> <p>第17条・第18条 略</p> <p>(役付職) 第20条 <u>第13条から第17条まで及び前条</u>に規定する職（次条において「役付職」という。）は、指導主事、事務職員、技術職員又は社会教育主事をもって充てる。</p> <p>(教育事務所の分掌事務) 第23条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(13) 略 <u>(14)～(18)</u> 略 2 略</p>	<p>(幹事課) 第13条 略 2 幹事課は<u>総務課</u>とする。</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(室長) 第17条 課内室に室長（<u>第15条</u>に規定する室長を除く。）を置く。 2 略</p> <p>第18条・第18条の2 略</p> <p>(役付職) 第20条 <u>第14条から第18条まで及び前条</u>に規定する職（次条において「役付職」という。）は、指導主事、事務職員、技術職員又は社会教育主事をもって充てる。</p> <p>(教育事務所の分掌事務) 第23条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(13) 略 <u>(14) 文化財の活用及び保存についての調査及び報告に関すること。</u> <u>(15)～(19)</u> 略 2 略</p>
---	---

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第3条 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決) 第3条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。 (1)～(14) 略 <u>(15)～(20)</u> 略 2・3 略</p>	<p>(専決) 第3条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に専決させる。 (1)～(14) 略 <u>(15) 文化財の指定又は解除</u> <u>(16)～(21)</u> 略 2・3 略</p>

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務_____は、__</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務<u>及び行為</u>は、<u>そ</u></p>

_____同表の右欄に掲げるもの（_____市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）とする。

れぞれ同表の右欄に掲げるもの（同表1の項に掲げる事務にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）とする。

第2条の表2の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（総務課）

○栃木県文化財保護条例施行規則等の廃止

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 栃木県文化財保護条例施行規則（昭和38年栃木県教育委員会規則第16号）
- (2) 栃木県立美術館管理規則（昭和47年栃木県教育委員会規則第9号）
- (3) 栃木県文化財保護審議会規則（昭和51年栃木県教育委員会規則第7号）
- (4) 栃木県立博物館管理規則（昭和57年栃木県教育委員会規則第1号）
- (5) 栃木県埋蔵文化財センター管理規則（平成3年栃木県教育委員会規則第2号）
- (6) 栃木県銃砲刀剣類登録審査委員規則（平成12年栃木県教育委員会規則第9号）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務課)